

平成22年1月8日

総務省  
社団法人デジタル放送推進協会

## ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設における 地上デジタル放送対応のための助成金制度の拡充

総務省では、ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設（受信障害対策共聴施設）における地上デジタル放送対応を促進するため、平成21年度から、受信障害対策共聴施設のデジタル化改修等に関する助成金交付を実施しています。この度、この助成金の対象を新たに拡充することとなりましたので、お知らせします。

なお、新たな助成金の申請受付は、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）で、本年2月1日（月）から開始します。

### 1 新たな助成金制度の概要

#### ア 申請対象者

受信障害対策共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。）

#### イ 助成額

- ①受信障害対策共聴施設のデジタル化改修又は有線テレビジョン放送施設への置換
- ②受信障害対策共聴施設の新設

において、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修又は置換等に要する総経費に対して、1／2の額（②の場合は2／3の額）

#### ウ 助成金申請先

各都道府県のデジサポ（助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。）

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

#### エ 申請受付期間

平成22年2月1日（月）から

※平成21年度予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

### 2 拡充内容

従来の助成金では対象外としていた「世帯当たりの負担が3.5万円以下となる場合」についても、助成の対象に加えます（申請対象者及び申請先に変更はありません）。

なお、この助成対象の拡充は、平成21年12月25日に閣議決定された平成22年度予算案にも盛り込まれており、来年度の申請受付については、別途公表する予定です。

詳細については別紙1を御覧ください。

### 3 その他

集合住宅共聴施設のデジタル化改修等に関する助成金制度には変更ありません（本年度の申請受付は平成22年1月15日（金）まで）。なお、集合住宅共聴施設用の助成金の継続が平成22年度予算案に盛り込まれており、来年度の申請受付については、別途公表する予定です。

また、受信障害対策共聴施設に関する受信者と受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者や施設管理者等との間に発生する民事的な紛争・法律的問題の処理に対する相談・調停（デジサポ・法律家相談）にも変更ありません（本年度の相談受付は、平成22年3月10日（水）まで）。

#### <関連報道発表>

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始（平成21年5月1日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000020272.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000020272.pdf)

集合住宅等における地上デジタル放送の受信環境整備のための助成金の申請受付開始  
～ 平成21年度補正予算関連 ～（平成21年8月7日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000034039.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000034039.pdf)

デジサポの機能拡充 ～ビル陰共聴施設に関して、法律専門家による相談及び調停を開始～（平成21年9月15日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000038370.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000038370.pdf)

平成22年度総務省所管予算(案)の概要（平成21年12月25日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000049213.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000049213.pdf)

#### <本報道発表のお問い合わせ先>

##### 【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信者支援室

担 当：佐々木室長補佐、加藤主査、柴田主査

電 話：（代表）03-5253-5111（内線 5807）

（直通）03-5253-5807

F A X：03-5253-5794

##### 【（社）デジタル放送推進協会連絡先】

総務省テレビ受信者支援センター

（統括本部）

担 当：榊部長、小野澤部長、新嘉喜部長

電 話：03-6459-2781

F A X：03-5785-4088

#### <助成制度に関するお問い合わせ先>

総務省テレビ受信者支援センター 助成金相談窓口

電 話：0570-093-724（平日 9:00～18:00）

# 受信障害対策共聴施設の助成の拡充について

2010年1月

- 助成の概要
- 助成の拡充の概要（共聴施設の改修又はケーブルテレビ移行）
- 助成の拡充の概要（共聴施設の新設）
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル

# 助成の概要

## 1 募集期間

平成22年2月1日(月)より

(予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。)

## 2 対象者

受信障害対策共聴施設の管理者(※)

(※)有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者又はその者から委任を受けた者。なお、共聴組合(渡し切り補償契約により利用者側に施設が譲渡されている場合等を想定)も含みます。

ただし、国や地方公共団体等を除きます。

## 3 対象事業

(1)受信障害対策共聴施設のデジタル化改修

現在の共聴施設をデジタル化対応に改修するもの。

(2)受信障害対策共聴施設のケーブルテレビへの移行

現在の共聴施設を有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とするもの  
ただし、当該施設をデジタル化対応のために改修した場合より安価な場合に限りま。

(3)受信障害対策共聴施設の新設

建築物等の影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、新たに設置するもの。

ただし、当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合を除きます。

## 4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の設置、置換等に要する総経費に対して以下の額を助成します。

(1)(2)の場合 1/2の額

(3)の場合 2/3の額

## 5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

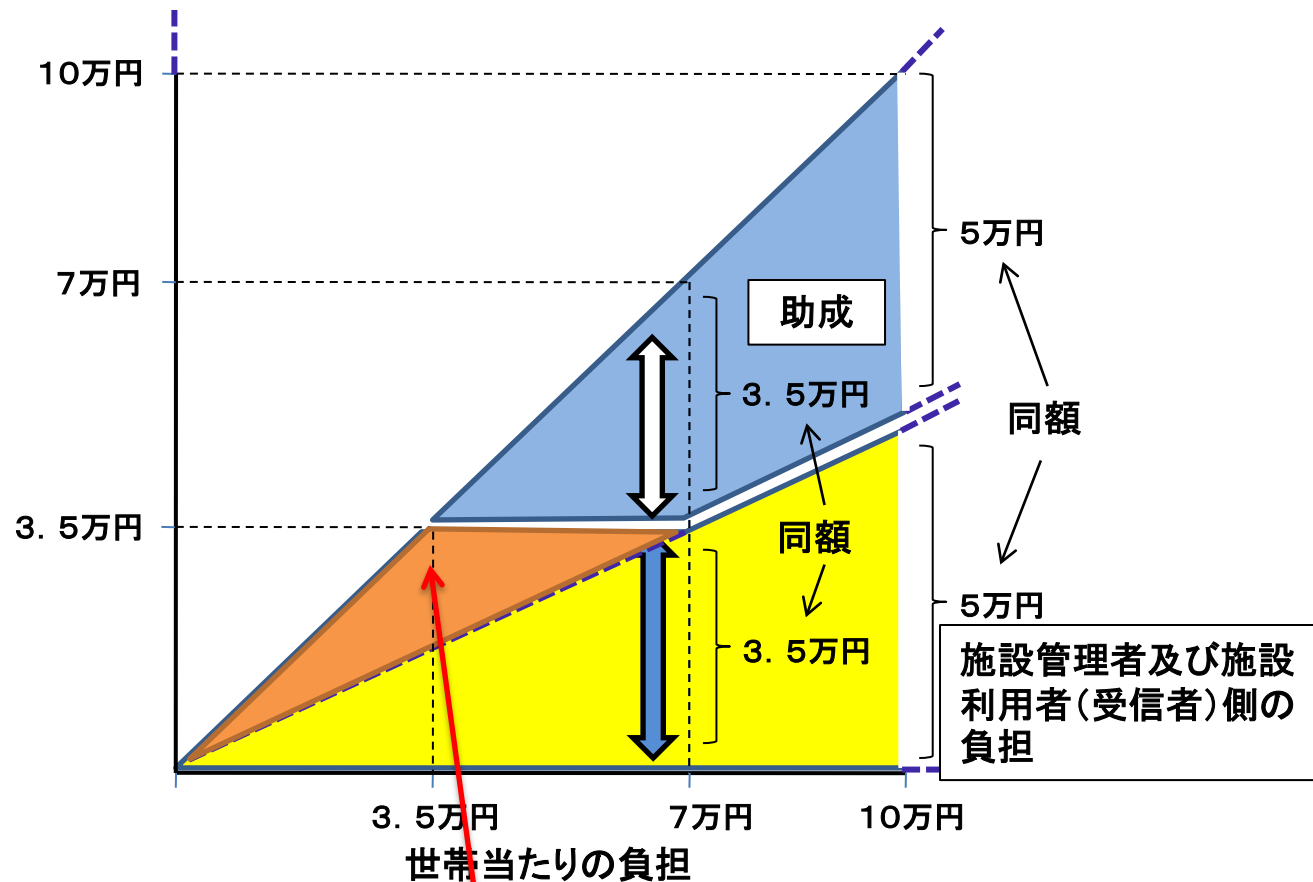
デジサポの連絡先:0570-093-724(平日9:00~18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

## 助成の拡充の概要（共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行）

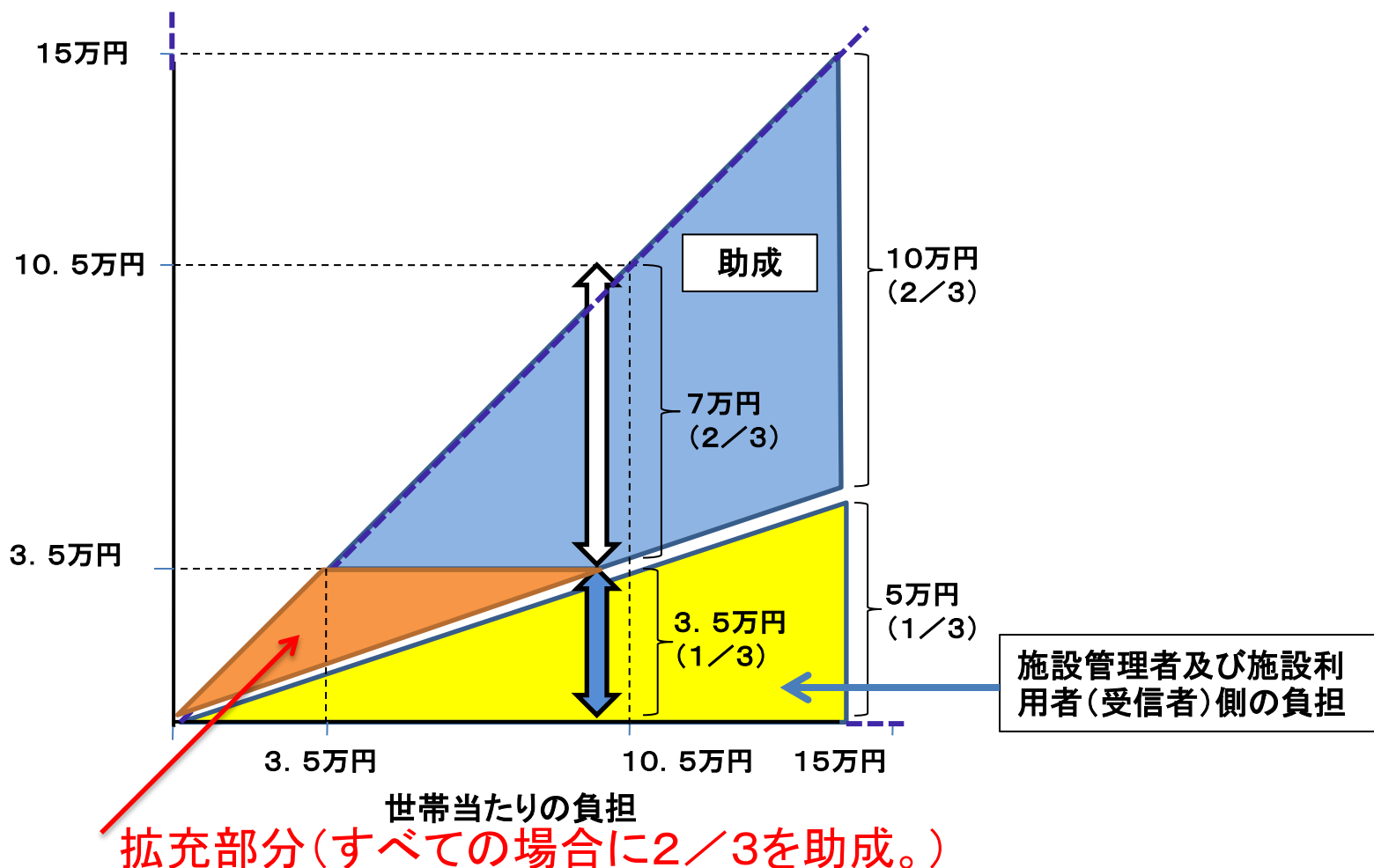
- 従前の助成制度では青い部分（世帯当たり3.5万円を超える部分。最大で1/2）を助成していましたが、今回、橙色の部分も拡充して助成します。



拡充部分(すべての場合に1/2を助成。)

# 助成の拡充の概要（共聴施設の新設）

- 従前の助成制度では青い部分（世帯当たり3.5万円を超える部分。最大で2/3）を助成していましたが、今回、橙色の部分も拡充して助成します。



# 助成対象となる基本的要件と施設

## ➤ 助成が認められる基本的要件

- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行について、必要な関係者の同意が得られていること。
- ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
  - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
  - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること。
  - 経済性： 有線テレビジョン放送施設への置換をする場合に要する経費は、受信障害対策共聴施設の改修をする場合に要する経費よりも低いこと。
- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

## ➤ 助成対象施設における留意点

(共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の場合)

次に該当する場合は対象となりません。

- ・ 有線テレビジョン放送法<sup>(\*1)</sup>または有線電気通信法の規定<sup>(\*2)</sup>による届出等がなされていない施設

なお、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。 (\*1)：第3条及び第12条、 (\*2)：第3条

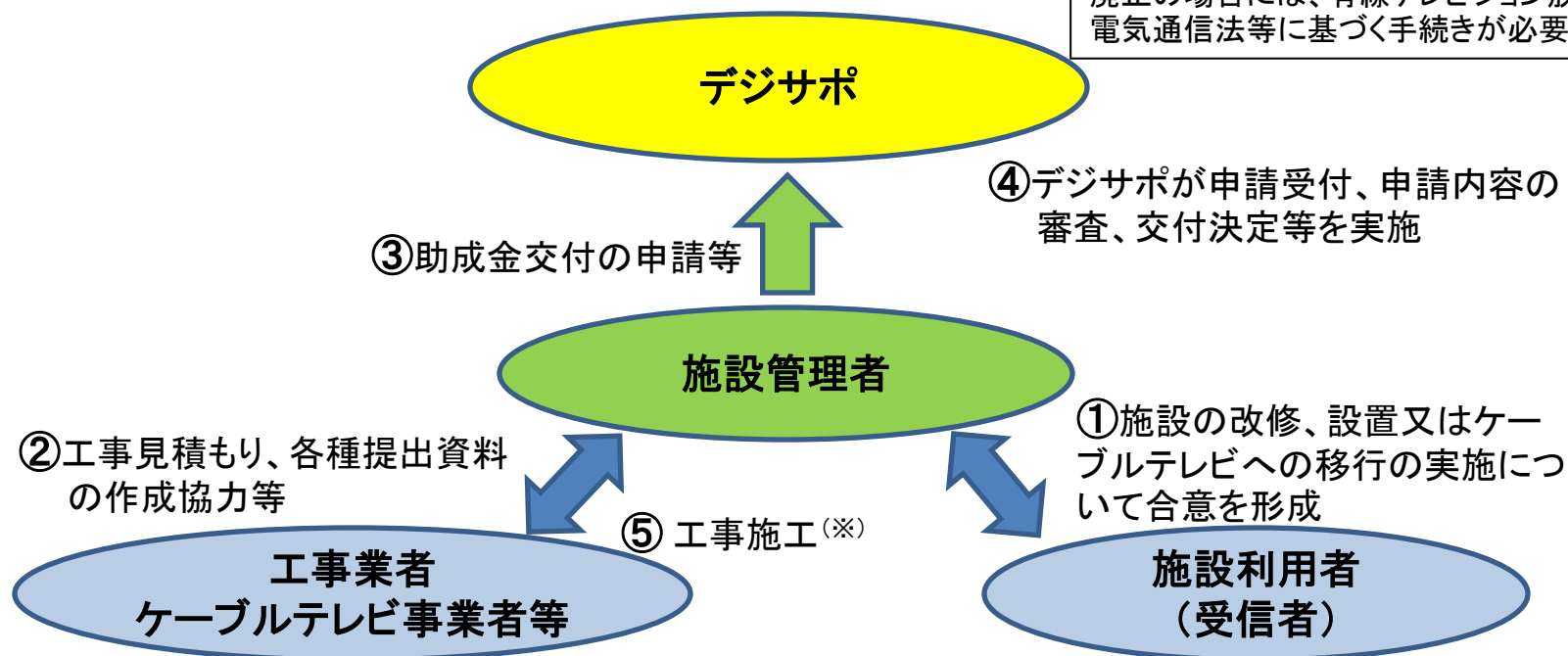
また、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)、既存施設の撤去費は含まれません。

# 助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
- 工事業等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。

本紙に記載の手続きのほか、施設の設置・改修・廃止の場合には、有線テレビジョン放送法、有線電気通信法等に基づく手続きが必要になります。

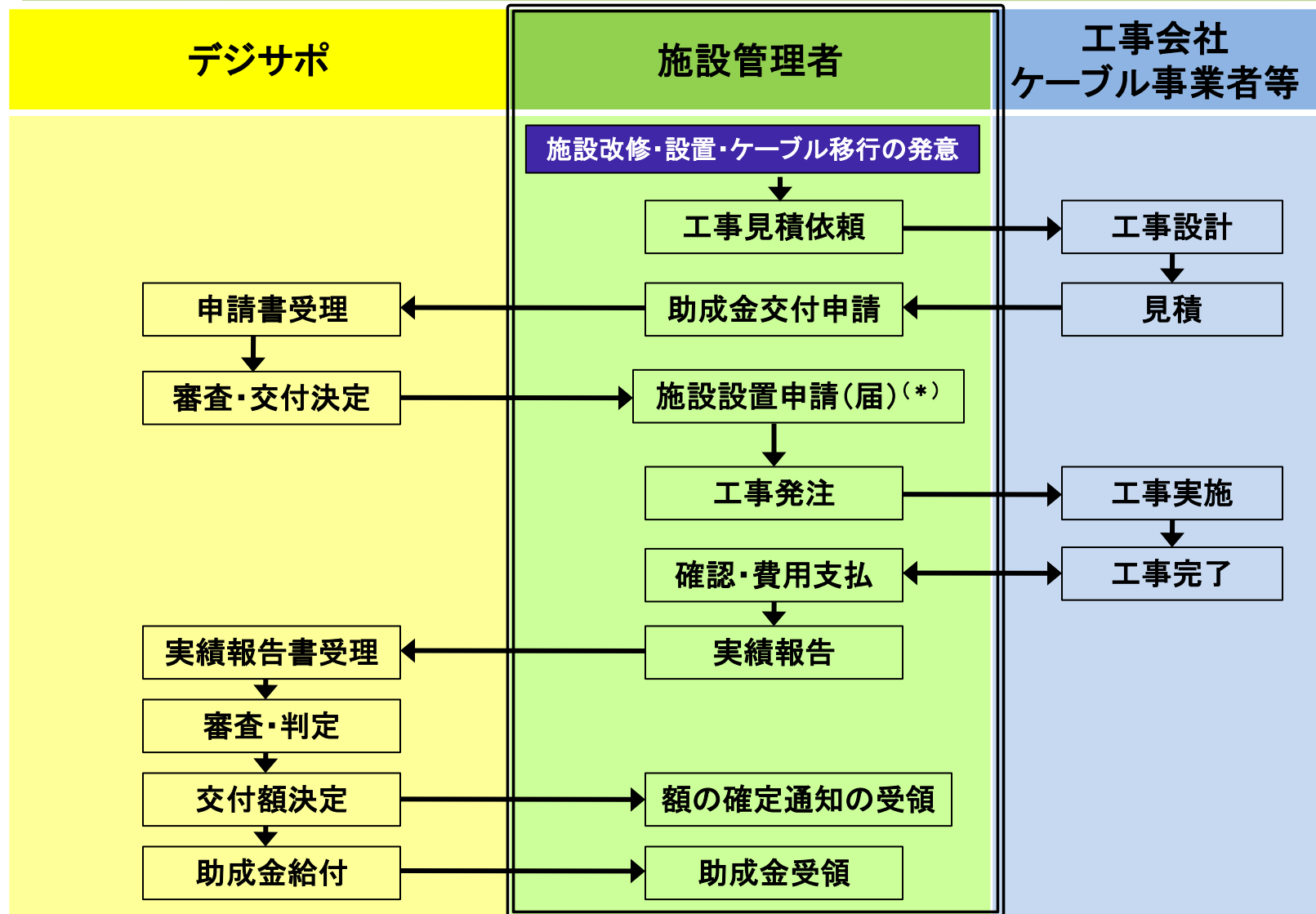


(※) 工事完了後、デジサポへの実績報告書の提出が必要。  
助成金は、デジサポにおける実績報告書の審査後に交付。

# 助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。
  - 助成金交付申請書  
(助成事業の概要記載を含む)
  - 添付資料
    - (1) 施設の改修、設置又はケーブルテレビ移行に要する経費の見積書
    - (2) 工事概要書
    - (3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等
    - (4) 共聴施設の設置届又は許可状の写し(共聴施設を新設する場合を除く)
- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくことになります。
- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることになります。
- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。
  - ＜デジサポ助成金相談窓口＞ 0570-093-724 (平日 9:00~18:00)
  - ＜助成金交付要綱、申請書式＞ デジサポホームページ  
<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>
  - ＜申請書の受付＞ 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

# 助成金給付までの流れ



\* 施設設置届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。  
(上記フローでは、助成金対象部分について、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。) 無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

# 助成事務のタイムテーブル

## ➤ 助成事業の全体スケジュール

募集期間 平成22年2月1日(月)より

なお、予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

## ➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

